

保証とアフターサービスについて

1.保証について

- この製品には保証書がついています。
- 保証書はお買い上げ日や販売店（据付工事店）名などの所定事項の記入を確かめて、販売店よりお受け取り、大切に保存してください。
- 保証内容及び保証期間は、保証書に記載してあります。

2.補修用性能部品の保有期間

- この製品の補修用性能部品は、製造打ち切り後10年間保有しています。（補修用性能部品とは、その製品の性能を維持するために必要な部品です）

3.修理を依頼されるときは

取扱説明書（本書）の「故障かなと思ったら」にしたがって調べてください。それでも直らない場合には、まずお買い上げの販売店（据付工事店）へご相談ください。お買い上げの販売店（据付工事店）が不明、または連絡がとれない場合は、ユノカコールセンターへご連絡ください。

- 保証期間中は保証書の規定にしたがって、修理をいたします。その際は保証書をご提示ください。
- 保証期間がすぎているときは修理によって性能を維持できる場合には、ご希望により有料修理をさせていただきます。
- 修理料金は技術料+部品代+出張料などで構成されています。
- ご連絡いただきたい内容は故障の状況（できるだけ具体的に）・品番・お買い上げ日・ご住所・お名前・電話番号・訪問希望日。
※品番は、本体の銘板に記載されています。

ユノカコールセンター 電話受付:365日24時間

フリーコール 急でもいい 365日
0120-911-365 (無料)

(スタッフによる対応時間) 9:00~20:00/月~金曜日
9:00~17:00/土日・祝日・弊社指定休日
(上記の時間帯以外は留守番電話による応対となります)

お問合せ窓口における個人情報のお取り扱いについて

- 当社は、お客さまからご提供いただきました個人情報は、下記のとおり、お取り扱いします。
- ①お問合せ（ご依頼）の対応並びに製品・サービス品質の改善、製品情報のお知らせに利用します。
 - ②上記利用の目的のために、お問合せ（ご依頼）内容の記録を残すことがあります。
 - ③あらかじめお客さまからご了解いただいている場合および下記の場合を除き、当社以外の第三者に個人情報を提供、開示することはありません。
 - a. 修理・保守・工事のために、当社グループ会社、協力会社などに業務委託する場合
 - b. 法令等の定められた規定に基づく場合
 - ④個人情報に関するご相談は、お問合せいただきました窓口にご連絡ください。

<p>愛情点検 ★長年ご使用の温水器の点検を！ ●この製品の補修用性能部品の最低保有期間は、製造打ち切り後10年です。</p>	<p>こんな症状はありませんか ●こげ臭い ●設置場所が濡れている。 ●お湯が早くなる。 ●漏電しゃ断器が「切」になる。 ●その他の異常や故障がある。</p>
<p>ご使用中</p>	<p>このような症状の時は、使用を中止し、故障や事故防止のために、漏電しゃ断器を切り、止水栓を閉じてから、必ず販売店(据付工事店)に点検・修理(有料)を依頼してください。</p>



■営業部 〒811-3216 福岡県福津市花見が浜2丁目1番1号
TEL (0940)34-3252 FAX (0940)34-3253

取扱説明書

給湯専用電気温水器(角形)

- 季時別電灯(通電制御型)
- 時間帯別電灯(通電制御型)
- 深夜電力B(通電制御型)



このたびは、ユノカ電気温水器をお買い上げいただきまして、まことにありがとうございました。ご使用前に、この取扱説明書をよくお読みいただき、正しくお使いください。お読みになった後は、保証書、工事説明書とともに、いつでも見られるところに大切に保管してください。

- 保証書は「お買い上げ日、販売店名」などの記入を必ず確かめて、販売店からお受け取りください。
- この電気温水器は『深夜電力B契約』でご使用の場合は「沸き増し」がご利用できません。

高圧力型電気温水器をご使用されるお客さまへ

高圧力型電気温水器を事務所、店舗などでご使用される場合は、労働安全衛生法の規程があり、特別な対応が必要です。必ず、販売店(据付工事店)にお問い合わせください。(26ページの「事業者さまへのご案内」を必ずお読みください)

ユノカ電気温水器

Yunoka

標準圧力型

	品番	容量
<input type="checkbox"/>	YS30NJ1-SB03	300L
<input type="checkbox"/>	YS37NJ1-SB04	370L
<input type="checkbox"/>	YS46NJ1-SB05	460L

高圧力型

	品番	容量
<input type="checkbox"/>	YU37NJ1-SB06	370L
<input type="checkbox"/>	YU46NJ1-SB07	460L
<input type="checkbox"/>	YU56NJ1-SB08	560L

- お買い上げいただいた温水器の品番チェック欄『□』にチェックし、修理等のお問い合わせの際にご利用ください。

もくじ

はじめに	ページ
安全上のご注意	1
ご使用にあたってのお願い	5
特長	6
各部のなまえとはたらき	7
本体の使い方	
準備	10
(本体操作部の使い方)	
温水器の沸き上げ設定を変更する	11
(台所リモコンの使い方)	
時刻を合わせる	12
温水器の沸き上げ設定を変更する	13
お湯をたくさん使う(沸き増し)	14
その他の設定	15
●バックライトを点灯する	15
ある期間温水器の運転を休止するとき	16
こんなとき	
長期間使用しないとき	17
凍結防止をする	18
停電したとき	18
点検とお手入れ	19
定期点検のおすすめ(有料)	21
故障かなと思ったら	22
事業者さまへのご案内	26
仕様	38
保証とアフターサービスについて	裏表紙

安全上のご注意 必ずお守りください

ご使用前にこの欄を必ずお読みになり、正しく安全にお使いください。
 お使いになる人や他の人への危害、物的損害を未然に防止するため、必ずお守りいただくことを次のように説明しています。

■誤った取扱いをした場合に生じる危険とその程度を、次の区分で説明しています。

■本文中に使われる図記号の意味は次のとおりです。

 警告	誤った取扱いをしたときに、死亡や重傷に結びつく可能性があります。
 注意	誤った取扱いをしたときに、傷害または家屋・家財などの損害に結びつく可能性があります。

 禁止	 アース線接続
 分解禁止	 指示にしたがう
 接触禁止	

警告

 **熱湯や熱くなる部分に触れない**
やけど注意

やけどの原因となります。

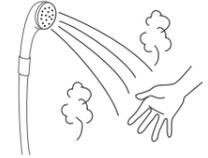


- 給湯時は湯水混合栓に触れない
- 排水時はお湯に触れない
- 給湯配管に触れない
- 逃し弁点検時は配管に触れない (→20ページ)

 **お湯を使用するときは、お湯の温度を確かめる**
確認

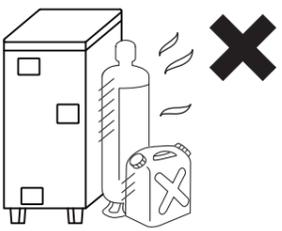
やけどの原因となります。

- 入浴時やシャワーなどお湯を使用するときはお湯の温度を確かめる



 **近くにガス類や引火物を置かない**
禁止

発火により、火災になることがあります。



 **誤った取扱いをしない**
禁止

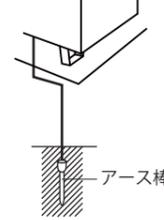
けがの原因となります。特にお子様にはご注意ください。

- 上に乗ったり、物を載せたりしない (ベランダなど高い場所に設置している場合は、落下や転倒により思わぬ事故を起こすことがあります。)

警告

 **アース工事を確認する**
アース工事

故障や漏電のときに感電することがあります。



アースの取付は、販売店（据付工事店）へお問合せください。

 **分解・改造・修理をしない**
分解禁止

やけど、けが、感電、火災の原因となります。修理技術者以外の人は修理しないでください。



修理は販売店（据付工事店）へお問合せください。

 **漏電しゃ断器の動作を確認する (→19ページ)**
確認

故障や漏電のときに感電することがあります。



動作しないときは、販売店（据付工事店）へお問合せください。

 **前面カバーを開けない**
禁止

やけど、けが、感電の原因となります。



 **異常時は、漏電しゃ断器を「切」にして直ちに使用を中止する**
確認

異常のまま使用すると故障、感電、火災、けがの原因となります。

＜異常例＞

- こげ臭い
- 設置場所が濡れている
- 漏電しゃ断器が「切」になる
- お湯が早くなる
- その他の異常や故障がある



お買い上げの販売店（据付工事店）へお問合せください。

⚠ 注意

禁止 そのまま飲用しない

長期間のご使用によってタンク内に水アカがたまったり、配管材料の劣化等によって水質が変わることがあります。飲用される場合は、下記の点に注意し、必ず一度ヤカンなどで沸騰させてからにしてください。

- 必ず水質基準に適合した水を使用する
- 熱いお湯が出てくるまでの水は、雑用水として使用する

固形物や変色、濁り、異臭があった場合には、飲用には使用せずに、直ちに点検の依頼を行なってください。



禁止 タンクのお湯を直接排水しない

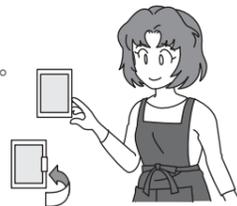
やけどすることがあります。排水管など、配管を破損することがあります。

タンクを水にしてから排水してください。



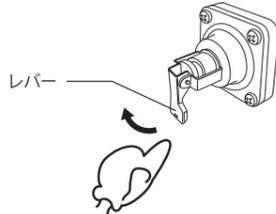
確認 逃し弁点検窓、操作カバーは閉じる

雨水やごみが入り、漏電や感電することがあります。



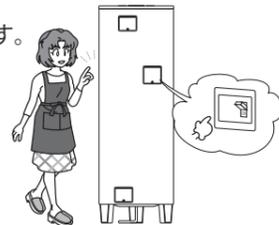
点検 逃し弁の点検をする (→20ページ)

タンクや配管が破損したり、逃し弁の水漏れによりやけどすることがあります。



確認 1か月以上使用しないときは、電源を「切」にして、タンクの排水をする (→17ページ)

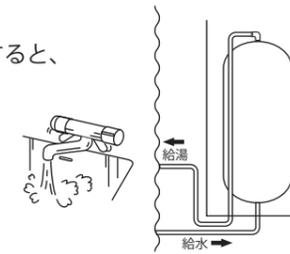
水質が変化することがあります。



⚠ 注意

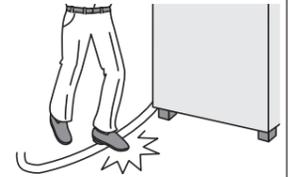
確認 通電はタンクを満水にしてから行なう (→10ページ)

満水にしないまま通電すると、故障の原因となります。



禁止 配管、電気配線に無理な力を加えない

破損により、やけど、けが、感電、火災の原因となります。



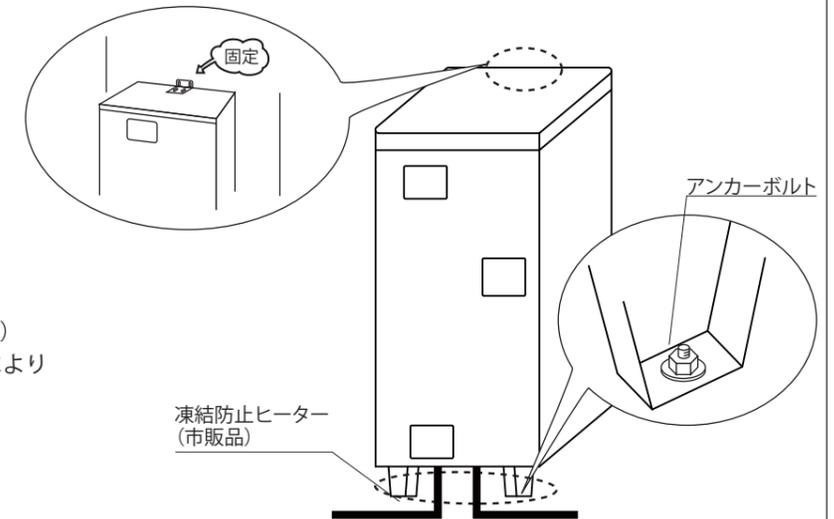
確認 据付けを確認する

●2階以上に据付けた場合、上部振れ止め金具が壁に固定されているか確認する (本体が転倒し、けがをすることがあります)

●脚 (3箇所) がアンカーボルトで固定されているか確認する (本体が転倒し、けがをすることがあります)

●凍結防止対策を確認する (→18ページ) (タンクや配管が破損したり、水漏れによりやけどすることがあります。)

●床面が防水・排水処理されているか、据付工事店に確認する (水漏れが起きたときに大きな損害につながることがあります)



お買い上げの販売店 (据付工事店) へお問合せください。

ご使用にあたってのお願い

電力契約種別を確認する

この商品は、契約している電力種別によって一部ご利用いただけない機能*があります。ご使用の電力契約種別を販売店（据付工事店）または最寄りの電力会社に、ご確認ください。

深夜電力B?

季時別電灯?

時間帯別電灯?



*深夜電力B契約では「沸き増し」はご利用できません。

時刻を確認する

時刻が進んだり遅れたりした場合は、時刻を合わせ直してください。（→12ページ*）
時刻がずれていると、タンク内を沸き上げるとき、ずれた分の時間は電気料金の高い昼間電力を使用するため、電気料金は割高になります。
※標準圧力型の電気温水器で台所リモコン（別売）をご使用にならない場合や深夜電力B契約でお使いの場合は、時計表示および時刻設定はありません。

まず時間を合わせるのね



湯切れ防止のお願い

次のような場合は、湯切れする可能性があります。湯切れ防止のため、あらかじめ沸き増し*（→14ページ）の設定を行なってください。
●来客などにより、いつもよりお湯の使用量が多い場合
●冬期に高温さし湯を多く使用する場合
※深夜電力B契約ではご利用できません。
※標準圧力型の電気温水器は台所リモコン（別売）が必要です。

お湯の上手な使い方



1日に使用できるお湯の量は限りがあります。お湯は大切に使ってね

●シャワーは必要なときだけ

●流し洗いはぬるめの温度で



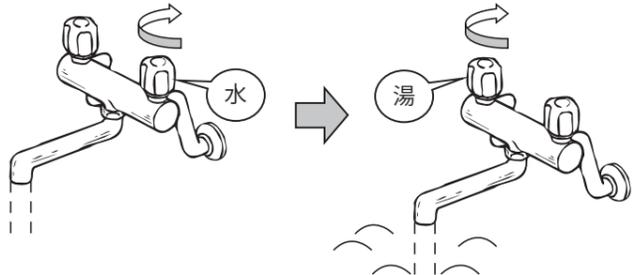
お湯の使い方についてのお願い

湯水混合栓からお湯を出すときは、必ず水を出しながらお湯を出してください。（やけどをしたり、洗面器などが破損することがあります）

2バルブタイプの場合

①水側を開ける

②吐水しながら、湯側を開けて温度を調節する

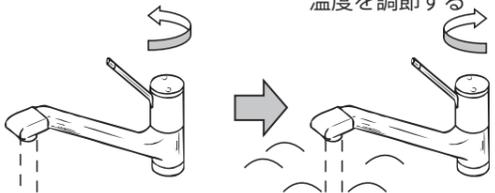


2バルブタイプの湯水混合栓を使用した後は、必ず湯側を先に閉める。（再度、湯水混合栓を使用する際にお湯が出て、やけどをすることがあります）

シングルレバータイプの場合

①レバーを水側にまわしてから開ける

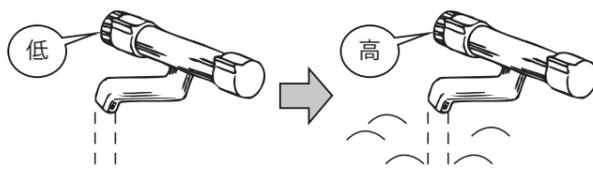
②吐水しながら、レバーを湯側に回し、温度を調節する



サーモスタットタイプの場合

①温度調整つまみを「低」にしてから給湯つまみを開ける

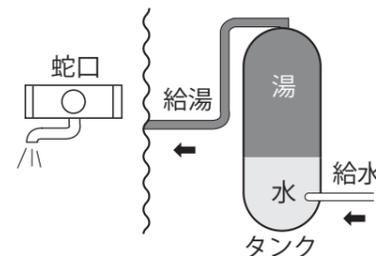
②吐水しながら、温度調節つまみを「高」に回し、温度を調節する



特長

給水方式

蛇口をひねるとタンク内のお湯が給水圧力によって押し上げられ、タンク上部の給湯口より給湯配管を通じて自動的に採湯することができます。使用されたお湯の分だけ、給水口より水道圧力を利用して自動的にタンクへ水が供給されますので、タンク内は常にお湯（水）で満たされています。

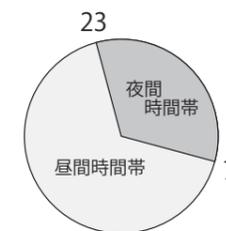


沸き上げ

割安な深夜電力を利用して、タンク内のお湯を沸き上げます。夜間時間帯は、地域や電力契約内容によって異なります。

お願い

●この電気温水器は、「季時別電灯」と「時間帯別電灯」および「深夜電力B」のいずれかの電力契約で仕様でき、申請によって通電制御型として料金割引が適用されます。必ず電力契約種別をご確認ください。（従量電灯契約のまま温水器を使用すると電気料金が高くなります。）



貯湯式

深夜に沸き上げたお湯をタンクに貯め、蛇口の水と混ぜてお湯を使用します。そのため、タンクのお湯を使いすぎると湯切れすることがあります。

台所リモコン（標準圧力型は別売）

台所リモコンを設置すると、室内で残湯量の確認や沸き増しの操作を行なうことができます。

お願い

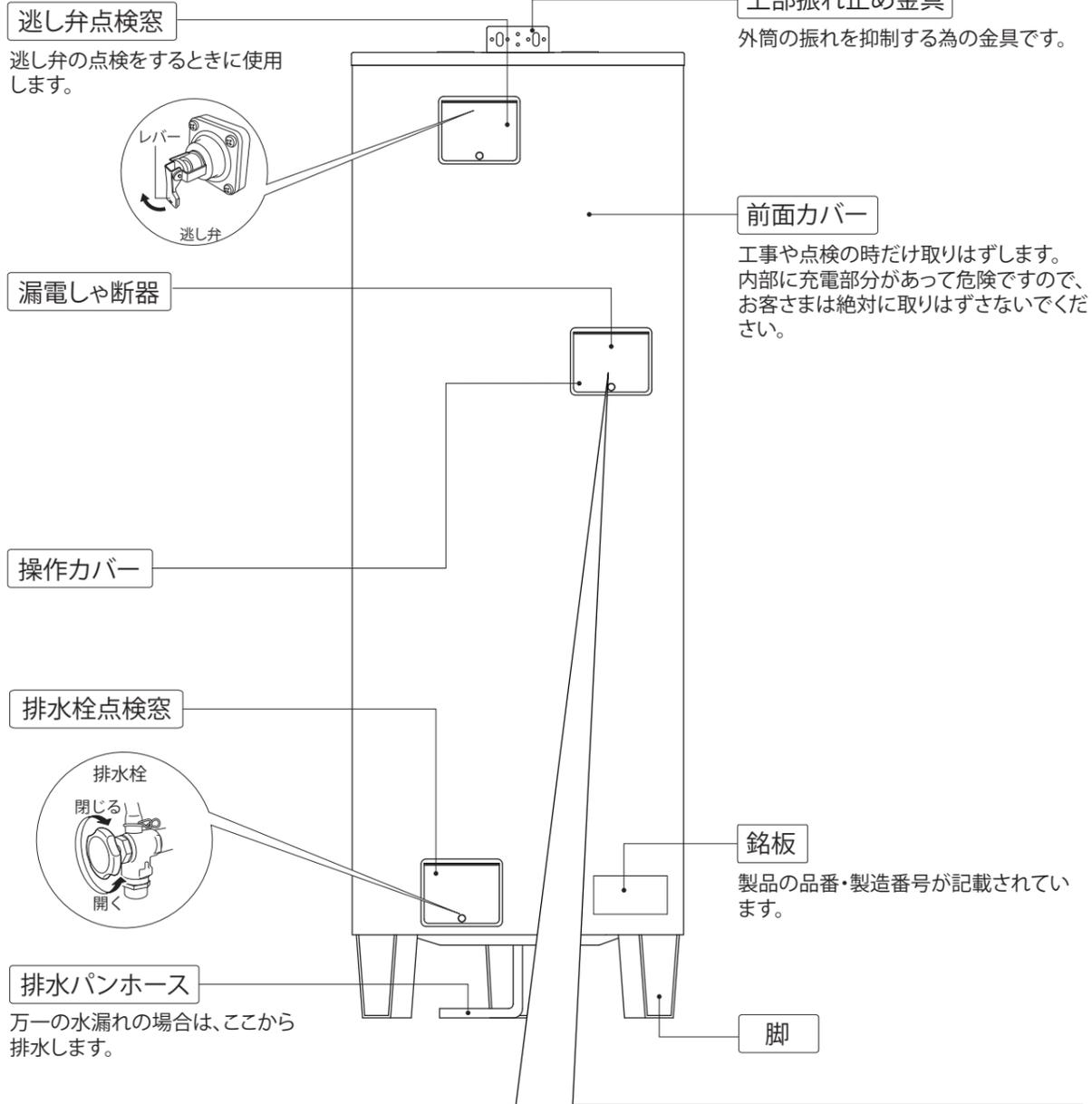
●高圧力型の電気温水器には必ず同梱の台所リモコンを設置してください。



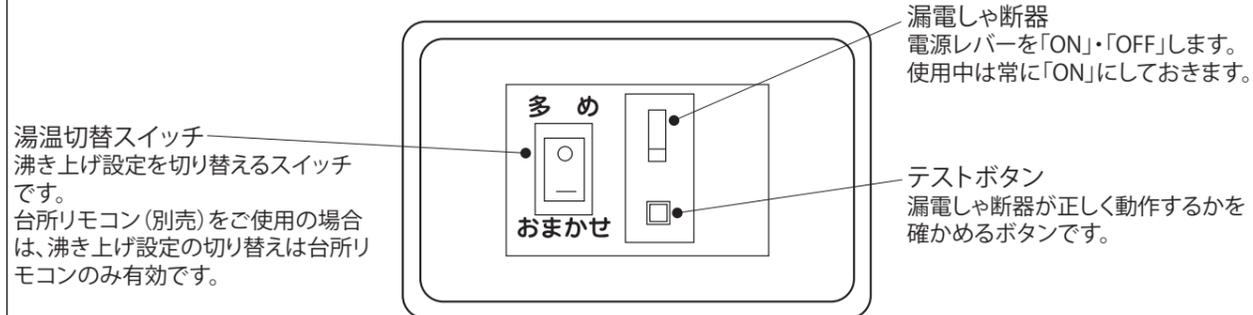
各部のなまえとはたらき

各部のなまえとはたらき(本体周辺部)

本体

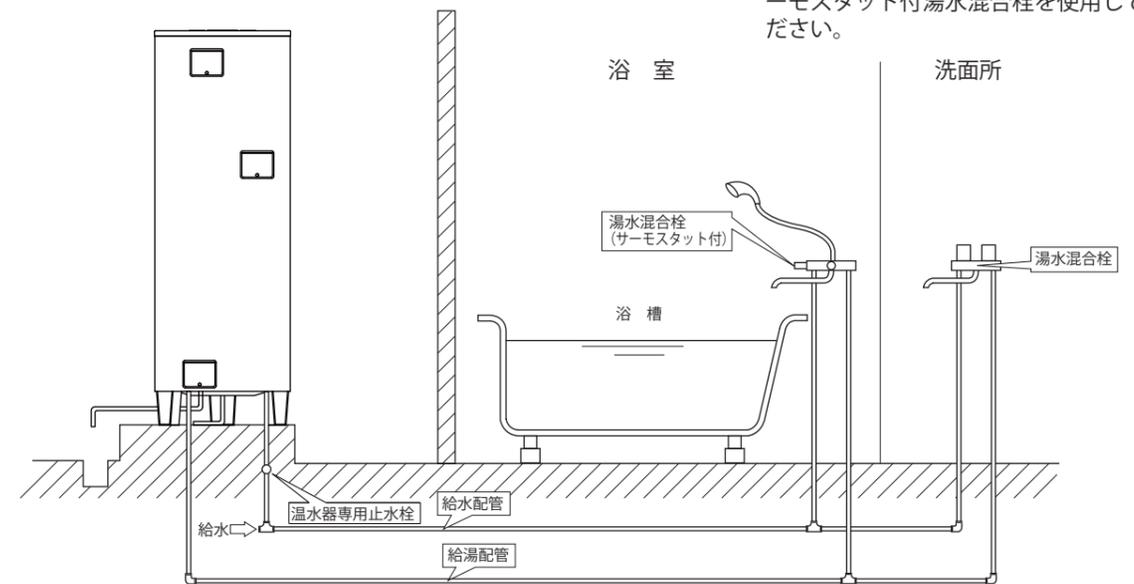


本体操作部



本体周辺部

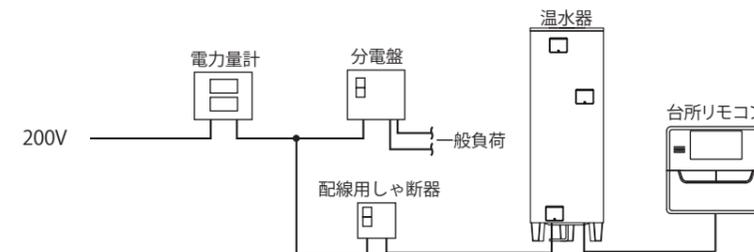
水栓は湯水混合栓を使用してください。また、浴室では、やけど防止のため、サーモスタット付湯水混合栓を使用してください。



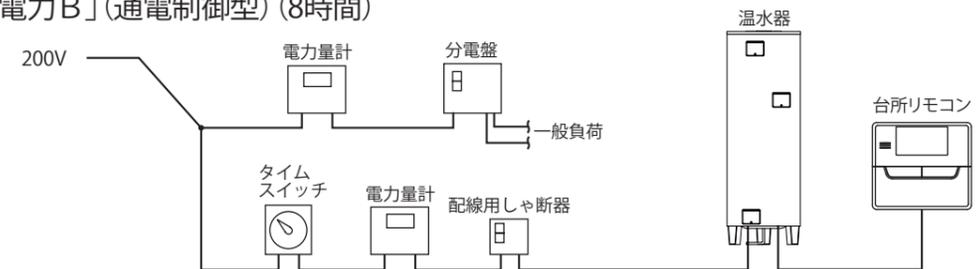
配線例

配線は、電力契約で異なります。電力契約については、販売店(据付工事店)にご確認ください。

■「季時別電灯/時間帯別電灯」(通電制御型)



■「深夜電力B」(通電制御型) (8時間)



お知らせ

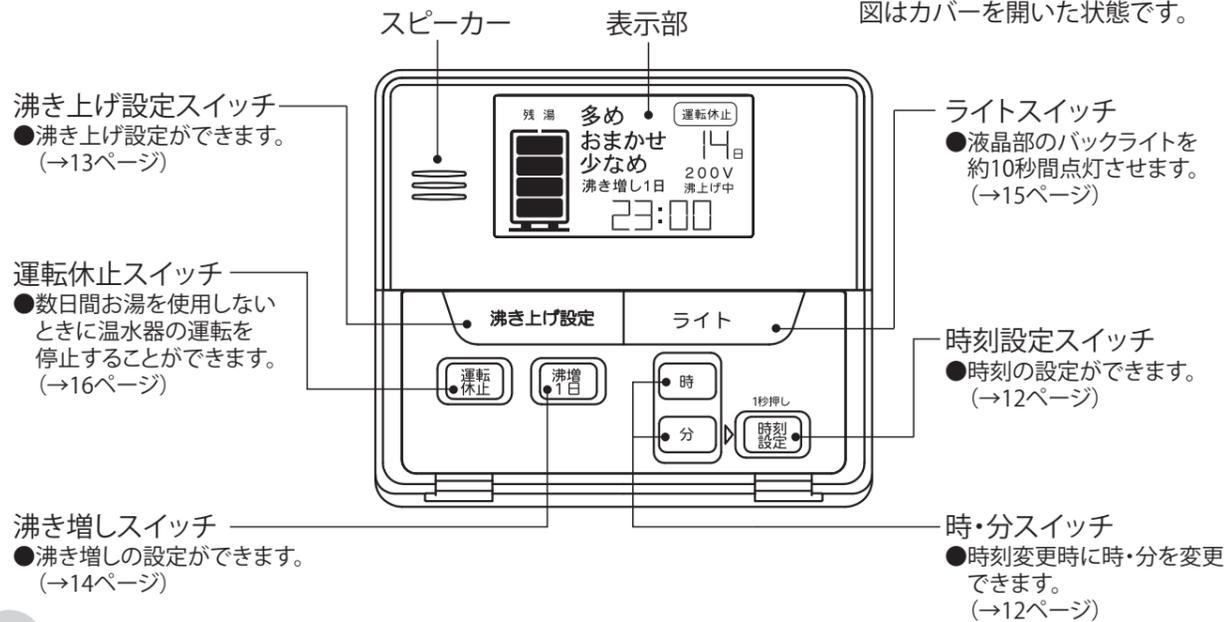
- 標準圧力型の電気温水器の台所リモコンは別売です。
- 高圧力型の電気温水器は同梱の台所リモコンを必ず設置してください。
- 季時別電灯/時間帯別電灯契約で使用する場合、台所リモコンが必要です。
- 深夜電力B契約で使用する場合、標準圧力型の電気温水器は台所リモコンを設置しなくてもご利用になれます。
- 季時別電灯/時間帯別電灯契約でご使用になられても、タイムスイッチで電気温水器の電力供給を行なうと、沸き増し機能をご利用になれません。

各部のなまえとはたらき

台所リモコン

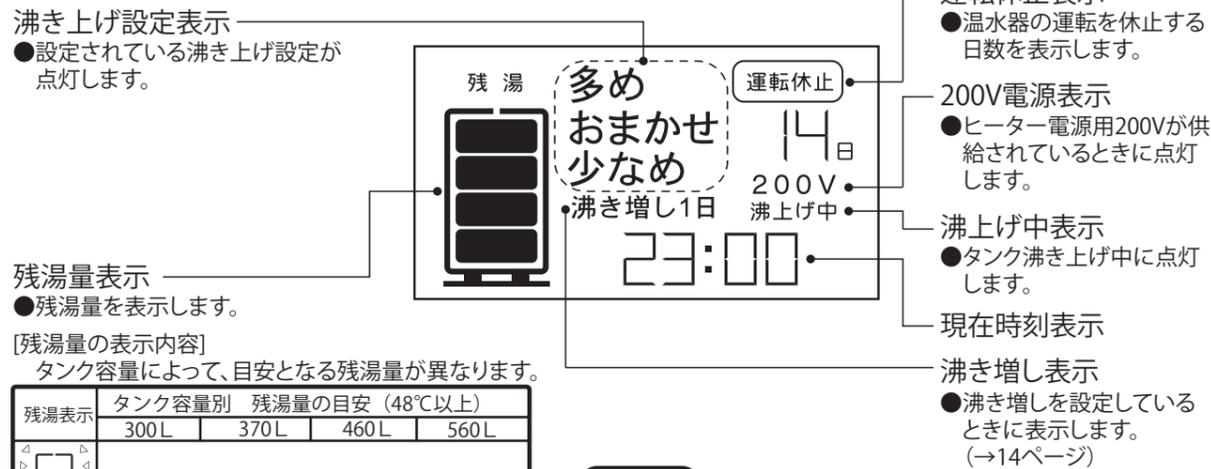
台所リモコンの使い方(→12ページ)

図はカバーを開いた状態です。



表示部

●通常時の表示 (説明のため、画面は必要な箇所を表示しております)



残湯表示	タンク容量別 残湯量の目安 (48℃以上)			
	300L	370L	460L	560L
	75L未満			
	75L以上			
	150L以上			
	180L以上	210L以上	210L以上	225L以上
	240L以上	280L以上	280L以上	320L以上

お願い

●台所リモコンは防水タイプではありません。水をかけないでください。故障の原因になります。

お知らせ

- 標準圧力型の電気温水器の台所リモコンは別売です。
- 深夜電力契約でご使用の場合は、現在時刻の表示と設定および沸き増し設定ができません。
- 季時別電灯/時間帯別電灯でご使用になられても、タイムスイッチで電気温水器へ電力供給をされている場合は、現在時刻の表示と設定および沸き増し設定をご利用になれません。
- お湯切れ防止のために使用状況に応じて「沸き増し」の設定を行なってください。

準備

使い始めは、次の手順で操作します。
販売店(据付工事店)が準備作業を実施されているときは、必要ありません。

1. 温水器のタンクを満水にする

- ① 温水器の排水栓を閉じる(→7ページ)
- ② 逃し弁のレバーを上げる(→7ページ)
- ③ 温水器専用止水栓を開く(→8ページ)
タンクが満水になると排水口から水が出ます。
満水になるまでの目安の時間は約30分~40分です。(タンク容量や水圧により多少異なります。)
- ④ 満水になったら、逃し弁のレバーを下げる(→7ページ)
満水になったら、しばらく流し洗いをして、逃し弁のレバーを下げます。
- ⑤ 給湯つまみ(レバー)を開いて、水が出ることを確認する
操作方法は湯水混合栓のタイプによって異なります。

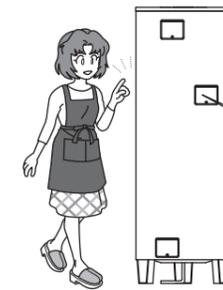


2. 温水器の電源を入れる

- ① 配線用しゃ断器を「ON」にする
- ② 本体の操作カバーをあげ、漏電しゃ断器の電源レバーを「ON」にする



⚠ 注意
通電はタンクを満水にしてから行なう



⚠ 注意
操作カバーは必ず閉じてください。
ショート・感電することがあります。

3. 温水器の設定をする

- ① 時刻を合わせる(→12ページ)
- ② 沸き上げ設定を確認する(→11ページ・13ページ)

お知らせ

- 深夜電力B契約のお客さまは、時刻の設定が不要です。(時刻設定できません。)
- 台所リモコンをご使用の場合の沸き上げ設定は、台所リモコンの設定のみ有効となります。

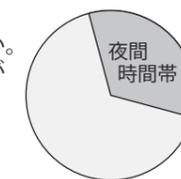
4. お湯を使う

お湯は翌朝から使用できます。
やけど防止のため、湯水混合栓の湯温調節つまみを「低」側にしてから給湯つまみを開きお湯を使用します。



入浴時のお願い

ご入浴は、夜間時間帯を避けて行ってください。
夜間時間帯の沸き上げ中にお湯を使うと、お湯が不足することがあります。



夜間時間帯は、地域や電力契約内容によって異なります。



温水器の沸き上げ設定を設定する

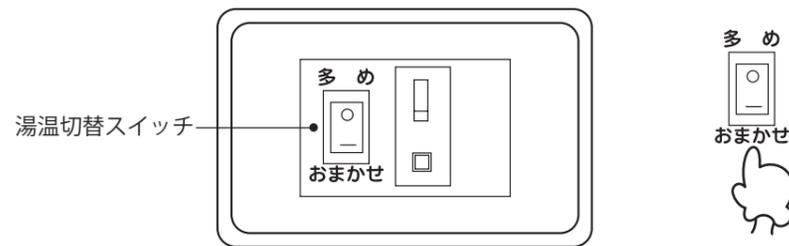
標準圧力型の電気温水器をご使用になられていて台所リモコンを設置されていないときに温水器が夜間に沸き上げを行なうモードを設定します。

お知らせ

- 台所リモコンを取り付けているときの沸き上げ設定は湯温切替スイッチでは設定できません。
- 台所リモコンを取り付けているときの沸き上げ設定は必ず台所リモコンで行なってください。(→13ページ)
- 高圧力型の電気温水器は同梱の台所リモコンを必ず設置し、台所リモコンで設定を行なってください。(→13ページ)

お買い上げ時の設定……多め
設定できるモード……多め/おまかせ

- 1 漏電しゃ断器の点検窓を開け
設定する内容に合わせ湯温切替スイッチを切り替える



沸き上げ設定	沸き上げ温度目標	動作内容
多め	約85℃※1	約85℃でお湯を沸き上げます。
おまかせ	約65℃～約85℃※1	給水温度と過去1週間のお湯の使用湯量から翌日の使用湯量を計算(学習値)し、約65℃～約85℃に沸き上げます。

※1 給水温が低いときなどは、沸き上げ温度目標まで沸き上げができないことがあります。

お知らせ

- 「おまかせ」設定で頻繁にお湯が足りなくなるときは、沸き上げ設定を「多め」に設定してください。

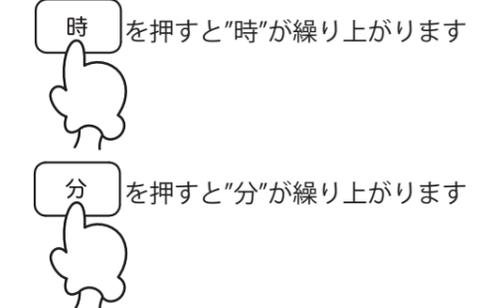
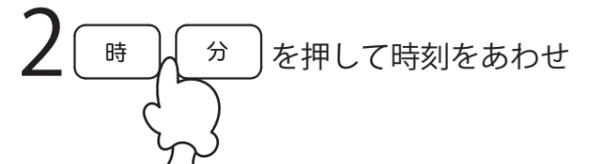
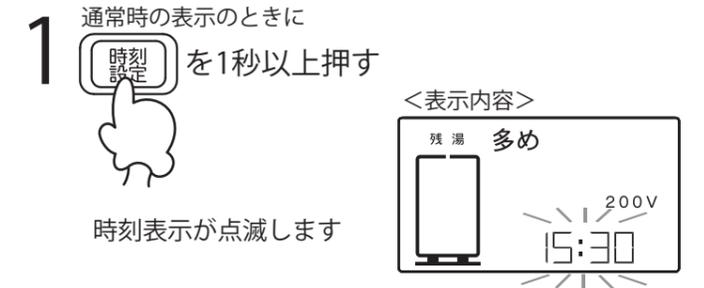
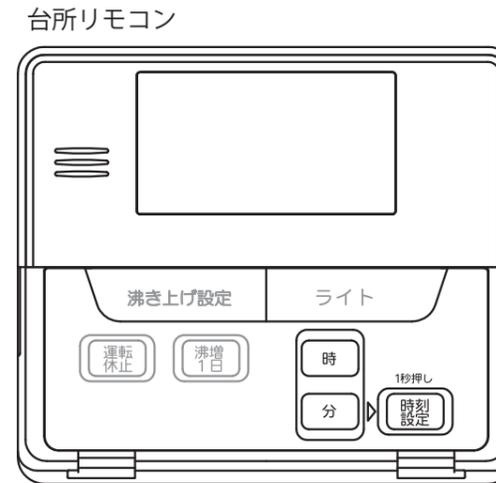


時刻を合わせる

温水器のお湯を沸かすために時刻を合わせます。時刻を設定しないと、沸き上げできない場合があります。また、時刻が合っていないと、電気料金が割高になる場合があります。

お知らせ

- 深夜電力B契約でお使いの場合は、時計表示および時刻設定はありません。



それぞれを合わせたあとに



時刻表示が点滅から点灯にかわり設定完了です。

お願い

- 時計の精度は、月差で約1分間です。時刻が進んだ場合や遅れた場合は、時刻を合わせ直してください。正しく合わせても大幅に時刻がずれてしまう場合は、販売店(据付工事店)にご連絡ください。
- 約2日間以上停電があった場合や電源を「OFF」にしていた場合、表示部は「00:00」が点滅する場合がありますので、必ず時刻を合わせ直してください。

お知らせ

- 時刻は24時間表示です。昼の12時の場合は「12:00」を夜の12時の場合は「0:00」を表示します。
- スイッチが10秒以上押されないときは、通常時の表示に戻ります。



温水器の沸き上げ設定を設定する

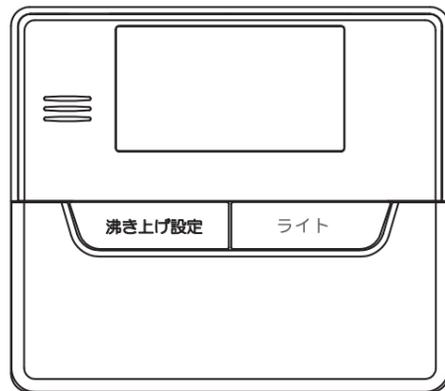
温水器が夜間に沸き上げを行なうモードを設定します。

お買い上げ時の設定……多め
設定できるモード……多め/おまかせ/少なめ

1 通常時の表示のときに
沸き上げ設定 を押す

押すごとに、温水器の沸き上げ設定表示が切り換わります。

台所リモコン



多め → おまかせ → 少なめ

沸き上げ設定	沸き上げ温度目標	動作内容
多め	約85℃ ^{※1}	約85℃でお湯を沸き上げます。
少なめ	約65℃ ^{※1}	約65℃でお湯を沸き上げます。
おまかせ	約65℃～約85℃ ^{※1}	給水温度と過去1週間のお湯の使用湯量から翌日の使用湯量を計算(学習値)し、約65℃～約85℃に沸き上げます。

※1 給水温が低いときなどは、沸き上げ温度目標まで沸き上げができないことがあります。

お願い

- 沸き上げ設定「少なめ」・「おまかせ」でご使用の場合、来客などでお湯をたくさん使用することが予測されるときは、前日に沸き上げ設定を「多め」に設定してください。
- お湯が足りなくなったときは、沸き増し(→14ページ)をご利用ください。
- 「おまかせ」設定で頻繁にお湯が足りなくなるときは、沸き上げ設定を「多め」に設定してください。

お知らせ

- 湯温の目安は、沸き上げ直後のタンク内の湯温です。湯温設定に対して2～3℃ばらつくことがあります。また、湯温は時間の経過とともに少しずつ(1時間に約0.5℃～1℃)低下します。

お湯をたくさん使う(沸き増し)

沸き増しとは、急な来客などで普段以上にお湯を使うようなときに、温水器内のお湯を沸き上げ、湯切れを防止する機能です。

お知らせ

- 深夜電力B契約でお使いの場合は、沸き増し機能はご利用できません。(「沸き増し」スイッチ操作を受け付けません。)
- 季時別電灯契約、時間帯別電灯契約でご使用になられても、タイムスイッチで電気温水器の電力供給を行なわれている場合、沸き増し機能をご利用できません。
- 深夜時間帯以外で沸き増しを行なうと、電気料金が割高になります。

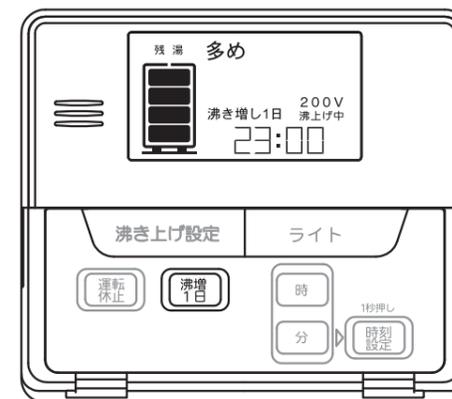
沸き増しのしくみ

動作内容	解除方法
設定した1日間は、常に貯湯タンクがお湯で満タンになるように、沸き増しを行ないます。	手動での解除を行なうか、翌朝7時になると解除されます。

沸き増しを設定する

お買い上げ時の設定……切
設定できるモード……全量/切

台所リモコン



<設定方法>

1 通常時の表示のときに
沸き増し1日 を押す

表示部に「沸き増し1日」が表示されます

<解除方法>

1 通常時の表示のときに
沸き増し1日 を押す

表示部の「沸き増し1日」が消灯します

お知らせ

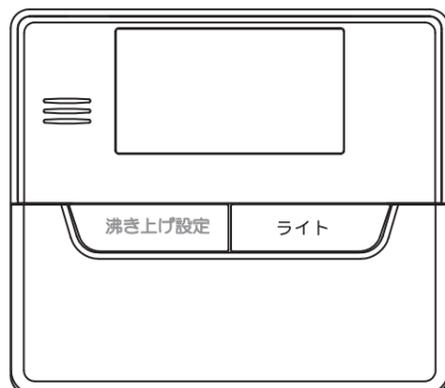
- 沸き上げ中は、台所リモコンの表示部に「沸き上げ中」が表示されます。

その他の設定

バックライトを点灯する

リモコンのバックライトを点灯し、暗いところでも表示の確認ができます。

台所リモコン



ライトボタンを押すとバックライトが点灯します。

お知らせ

- 点灯時間は約10秒です。
- 各種設定を行なうときにも自動的に点灯します。
- バックライト点灯は充電方式です。
- 連続して長くバックライトを点灯すると、明るさが暗くなったり点灯しなくなることがありますが、充電を完了すると元の明るさに戻ります。
- 深夜電力B契約でご使用の場合は、深夜電力が供給されると充電を開始します。

ある期間温水器の運転を休止するとき

旅行などで数日間お湯を使用しないときに、温水器の運転を休止させることができます。

お買い上げ時の設定……0日
設定できる範囲……1日～14日(1日刻み)、---日(連続)

運転休止日数のきめ方

例) 10月1日に出発し、10月4日に帰宅する3泊4日の旅行の場合
 3泊4日の旅行
 出発日(10月1日)に休止日数3-1=2を設定
 帰宅日(10月4日)には、朝からお湯が使用できます。

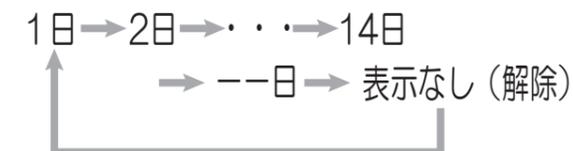


<設定方法>

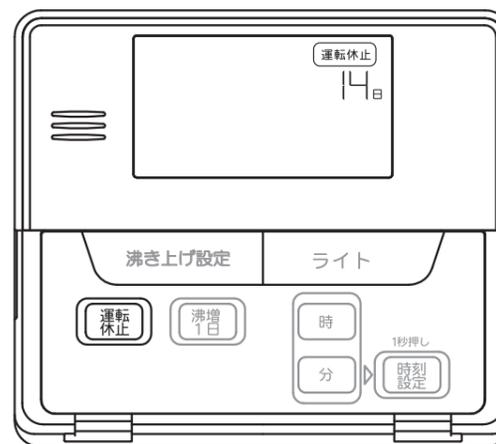
1 通常時の表示のときに



表示部に運転休止日数が表示されます。押すごとに、運転休止日数が増えていきます。



台所リモコン



<解除方法>

1 解除するときは



表示なしに設定して下さい。

お知らせ

- 「休止日数」が設定されると台所リモコンに「運転休止」の文字と日数が表示されます。
- 表示の日数は7時に1日減らしていきます。
- 設定した休止日数の表示がなくなると運転を再開します。
- 休止日数を設定した状態では、沸き増し設定を受け付けません。

お願い

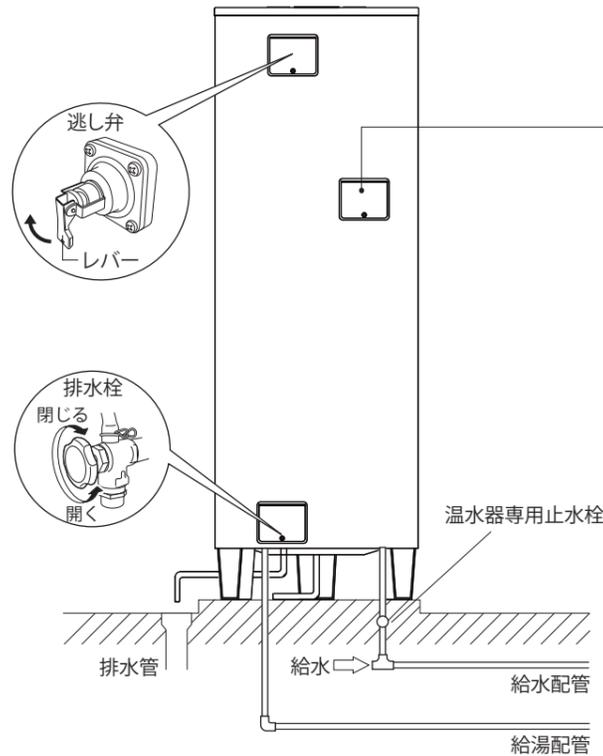
- 1か月以上、温水器を使用しないときは、長期間使用しないときの操作を行なってください。(→17ページ)



長期間使用しないとき

1か月以上、温水器を使用しないときは、運転を止めタンクの水を抜きます。

⚠ 注意
1か月以上使用しないときは、タンクの水を抜いてください。水質が変化することがあります。



- 1 タンク内のお湯を水にするために湯水混合栓を開き、熱いお湯が出なくなるまでお湯を出す
(湯水混合栓をお湯側にして開いてください)
(お湯を出すときは、火傷に注意してください)
(お湯が出なくなったら、湯水混合栓を閉じてください)
- 2 本体の漏电しゃ断器のレバーを「OFF」にする
- 3 温水器専用止水栓を閉じる
(タンクへの給水を止めます)
- 4 逃し弁のレバーを上げる
(タンクに空気を取り入れます)
(逃し弁のレバーは再び使用する時まで下げないでください)
- 5 排水栓を開く
(タンクの水を抜きます)

お願い

- 排水直後に逃し弁のレバーを下げないでください。タンクが破損することがあります。
- 水を抜くときはあついお湯がでることがあります。やけどに注意し、ゆっくりと栓を開いてください。
- 排水が終わったら、すべての栓を閉じてください。

再び使用するとき…

すべての栓を閉じていることを確認し、準備 (→10ページ) の手順を行なってください。

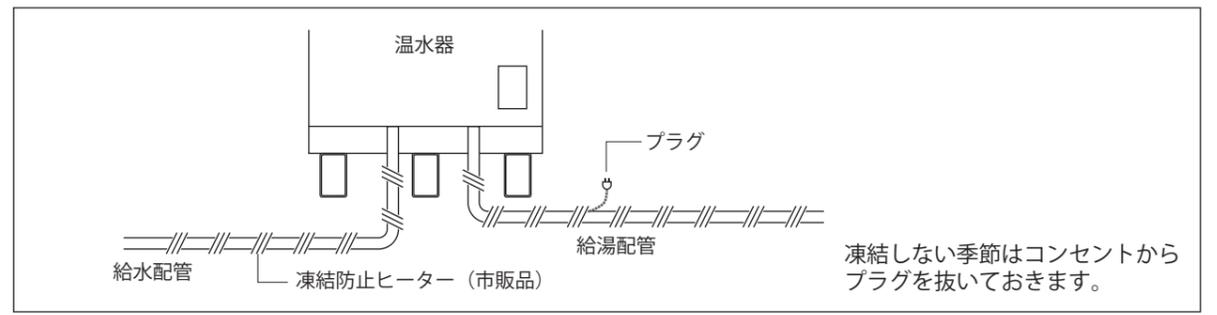
凍結防止をする

本体周辺の温度が0℃以下になると配管が凍結し、本体や配管が破損する場合があります。

凍結防止ヒーター (市販品) を使う

凍結防止ヒーターが図のように巻かれているか確認します。使用するときには、すべてのプラグをコンセントに差し込みます。

⚠ 注意
凍結防止対策の確認をする
凍結するとタンクや配管が破裂して、水漏れでやけどをすることがあります。



お願い

- 配管が凍結した場合は、気温の上昇により自然解凍されるまでお待ちください。
- 配管の破裂・水漏れがある場合は温水器専用止水栓を閉じて販売店 (据付工事店) へご連絡ください。

上手な使い方

蛇口からお湯を少しずつ (雫が落ちる程度) 出湯すると配管の凍結を防止できます。

停電したとき

この温水器にはメモリ機能が内蔵されています。停電になった場合でも、約40時間は時刻や設定値を記憶しています。

お願い

- 場合によっては時刻がずれたり、設定値が変わることがありますので、停電復帰後、必ず時刻や設定が変わっていないか確認し、変わっている場合は再度設定してください。(→12ページ・13ページ)
- 時刻や設定値の記憶時間は、使用年数とともに短くなる場合があります。



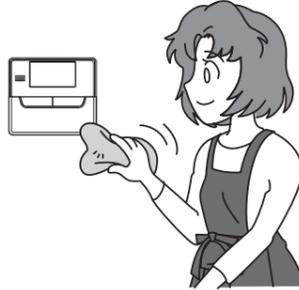
点検とお手入れ

日常のお手入れ：台所リモコンのお手入れ

乾いた布で拭くか、台所用洗剤をうすめて布に含ませて拭いてください。

お願い

- ベンジンやシンナーなどの溶剤で拭くと変形や変色をおこすことがあります。
- リモコンには、水や汚水をかけないでください。
- リモコン内部には電気部品が入っているので、絶対にぬらさないでください。



年に2～3回：漏電しゃ断器の動作点検

漏電しゃ断器の機能を十分に働かせるために、年に2～3回は、動作テストを行って、正しく動作することを確認してください。

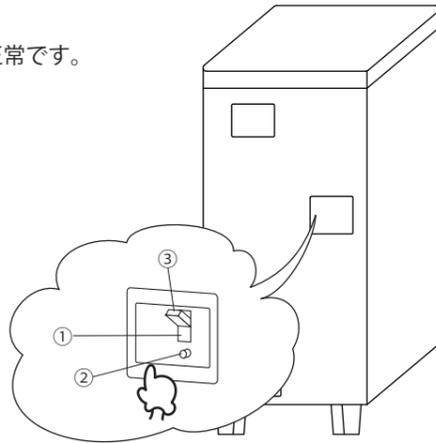
(深夜電力契約の場合は、テストは必ず深夜時間帯中に行ってください。昼間は電気が来ていませんので、テストしても動作しません)

手順は、次の通りです。

- (1) 温水器正面の操作カバーを開けてください。
- (2) 右側にある漏電しゃ断器①の、テストボタン②を押して下さい。
漏電しゃ断器のつまみ③が、「ON」から「OFF」に切り換われば正常です。
- (3) つまみ③を「ON」に戻してください。
- (4) 操作カバーを閉めてください。

警告

漏電しゃ断器の動作を確認する
(感電の原因)



点検とお手入れ (つづき)

年に2～3回：逃し弁の点検 (→7ページ)

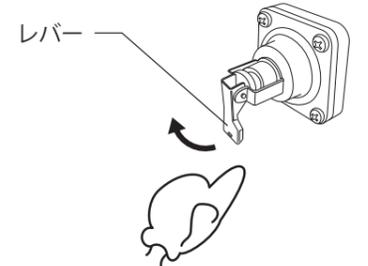
水漏れ点検と動作点検を行ないます。

水漏れ点検

沸き上げをしていないときに、排水口から水(お湯)が出ていないかを確認する

水(お湯)が出ていなければ正常です。

水が出ている場合は、レバーを数回、上下に動かします。それでも、水が止まらない場合は、温水器専用止水栓を閉じ、配線用しゃ断器または漏電しゃ断器の電源レバーを「OFF」にして販売店(据付工事店)にご連絡ください。



警告

逃し弁点検時は、逃し弁配水管に手を触れない
(やけどの原因)

動作点検

長い間で使用になりますと、水アカ、ゴミ等が弁の部分に付着し、弁が閉まりきれずに水漏れすることがあります。そうならないよう、定期的に洗い流してください。

手順は、次の通りです。

- (1) レバーを2～3度上げ下げして、水またはお湯を流してください。
- (2) レバーを元に戻して、弁を閉めてください。
- (3) 水またはお湯が止まっているのを確認してください。

注意

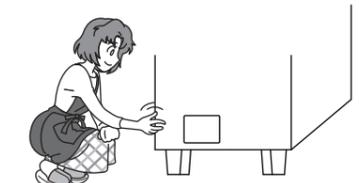
逃し弁の点検をする
タンクや配管が破裂して、やけどの原因になります。

年に2～3回：タンクのお手入れ (→7ページ・8ページ)

長い間で使用になりますと、タンクの底に水アカや沈殿物がたまりやすくなります。常にきれいなお湯をご使用いただくために、タンクのお手入れをしてください。

手順は、次の通りです。

- (1) 温水器正面にある操作カバーを開けて、漏電しゃ断器を「OFF」にしてください。
- (2) 温水器専用止水栓を閉めてください。
- (3) 逃し弁のレバーを引き上げてから、排水栓を開けてください。
(熱湯が出てくる場合がありますので、ご注意ください)
- (4) 1～2分たったら排水栓を閉めて、止水栓を開けてください。
- (5) しばらくして排水口からお湯が出始めたら、レバーを元に戻してください。
- (6) 漏電しゃ断器を「ON」にして、操作カバーを閉めてください。



警告

排水時はお湯に手を触れない
(やけどの原因)

配管の点検

配管の保温材破損や水漏れがないか点検します。水漏れが生じている場合は、販売店(据付工事店)にご連絡ください。特に冬季に入る前には、必ず保温材のチェックを行ないます。破損している場合、配管が凍結し、本体や配管が破損することがあります。

お願い



- 本体や周辺配管などから水漏れが生じた場合は、温水器専用止水栓を閉じ、配線用しゃ断器または漏電しゃ断器の電源レバーを「OFF」にして販売店(据付工事店)へご連絡ください。



注意

配管を点検する
マンションなど、中、高層住宅では水漏れが起きた場合、下層階に被害を及ぼすことがあります。

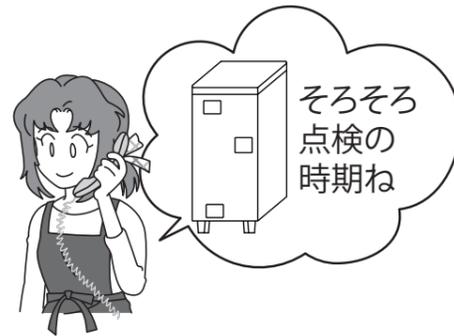
定期点検のおすすめ（有料）

電気温水器を長期にわたり安心して快適にご使用いただくために、定期点検をおすすめします。
(有料)

- 定期的に交換が必要な部品や設置条件や使用条件、特殊環境によって部品交換が必要なものは、有料で交換します。
- お申し込みは、販売店（据付工事店）に申し出てください。

定期点検の主な内容

項目	内容
据付け状態	設置面、配管状態、配管その他の保温処置、電気配線などの確認
機能部品	電気部品（配線、導通、動作の確認）、弁類（減圧弁、逃し弁）などの点検
清掃	タンク内の清掃（沈殿物の除去など） 減圧弁のフィルターの清掃 ヒーターのスケール清掃



消耗部品の交換

下記の部品は消耗品です。
交換の際は、当社純正部品をご指定下さい。

〈消耗部品〉

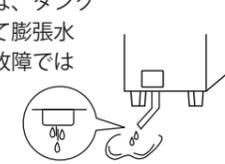
- 逃し弁 ●減圧弁 ●パッキン類 ●ヒーター
- リレー

故障かなと思ったら

こんなときは故障ではありません

沸き上げ中に膨張水排水口から水（湯）が出ている

「沸き上げ中」が点灯しているときは、タンク内の水が膨張し、逃し弁が作動して膨張水排水口より徐々に水が出ますので故障ではありません。



時刻表示が 00:00 で点滅している

※台所リモコン（別売）をご使用の場合は12ページ「時刻を合わせる」に従って現在時刻を設定してください。



深夜通電時間になってもすぐに「沸き上げ中」が表示されない

通電制御型温水器は、温度の低下を少なくするために深夜の通電時間になってもすぐ通電しないときがあります。深夜の通電時間帯が終了する翌朝に合わせて沸き上げを完了させます。ただし、昼間の残湯がある時は、通電終了時間よりも早く沸き上がります。

設定湯温まで沸上がらない

以下のことを行なうと、設定温度まで沸き上がらない場合があります。

- ①「沸き上げ中」が表示されているときにお湯を使用した場合
- ②夜間時間帯に沸き上げ湯温を上げた場合
- ③給水水温が8℃以下、残湯量0の場合

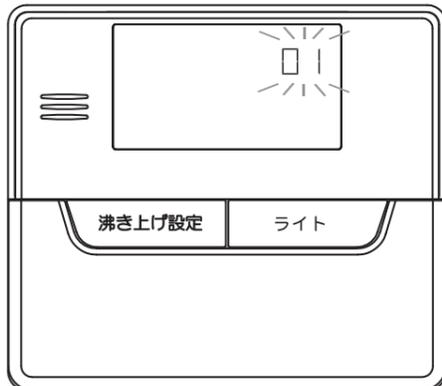
浴槽の水が青く見える

地域の水質により、浴槽のお湯が青く見えることがあります。これは、配管（銅配管）から溶出したわずかな銅イオンとせっけんなどに含まれる脂肪酸が反応して生成されたもので人体に影響はありません。

エラー表示

エラー表示がされたときは、販売店 (据付工事店) にご連絡ください。

< 台所リモコン (別売) >



表示	異常内容	処置
01~06	各センサー部回路の異常	お湯の沸き上げを行わない場合があります。販売店 (据付工事店) にご連絡ください。(修理が終われば自動的に表示は消えます。)
09	200V電源異常	漏電しゃ断器、配線用しゃ断器が OFF になっていないかご確認ください。OFF になっている場合は、ON にしてください。(200V電源が通電されると自動的に表示は消えます。)
11	温水器本体~本体操作部の通信異常 または 温水器本体~リモコンの通信異常	お湯の沸き上げを行わない場合があります。販売店 (据付工事店) にご連絡ください。(修理が終われば自動的に表示は消えます。)

故障かなと思ったら

販売店 (据付工事店) に修理をご依頼される前に、起こっている現象別に、次のようなことを、まず調べてみてください。

温水器は正常に動いていても、何か別の原因があって、故障しているように思える場合があります。調べてみても原因がわからない場合や、下の表の通りに対応されても直らない場合は、販売店 (据付工事店) に、点検・修理をご依頼ください。

こんなとき	調べること	処置方法
<p>お湯が沸かない (給湯栓からは水が出てくる)</p>	<p>台所リモコンで運転休止日数が設定されていませんか (1~14、- が表示されていませんか) (→16ページ)</p> <p>時刻表示が「00:00」で点滅していませんか</p> <p>温水器点検窓の中の漏電しゃ断器が、「OFF」になっていませんか</p> <p>分電盤内の温水器用の配線用しゃ断器 (200V用) が、「OFF」になっていませんか</p>	<p>「ある期間温水器の運転を休止するとき」の項を参照して、運転休止日数を解除してください。(→16ページ)</p> <p>点滅のままではお湯が沸きませんので、時刻を設定してください。(→12ページ)</p> <p>漏電しゃ断器を「ON」にしてください。(→7ページ) ※もし、漏電しゃ断器が何度も切れるようなら、点検をご依頼ください。</p> <p>分電盤内の温水器の配線用しゃ断器 (200V用) を「ON」にしてください。(→8ページ)</p>
<p>お湯が出ない (給湯栓からは水も出ない)</p>	<p>温水器用の湯水混合栓が、閉まっていますか</p> <p>タンクは満水ですか</p> <p>温水器専用止水栓が閉まっていますか</p> <p>断水していませんか</p> <p>給水管が凍結していませんか</p>	<p>湯水混合栓を開けてください。(→8ページ)</p> <p>タンクを満水にしてください。(→10ページ)</p> <p>温水器専用止水栓を開いてください。(→8ページ)</p> <p>断水中は、お湯が出ませんので断水が終わるまでお待ちください。</p> <p>自然解凍するまでお待ちください。(→18ページ) 配管の破裂や漏れがある場合は、販売店 (据付工事店) へご連絡ください。</p>
<p>湯温が低い</p>	<p>沸き上げ設定が「少なめ」になっていませんか</p> <p>深夜時間帯中に、お湯を使用されていませんか</p>	<p>「少なめ」運転にすると、沸き上げ温度が低くなっています。熱いお湯が必要な場合は、「多め」に設定してください。(→13ページ)</p> <p>そのような場合は、沸き上がらないことがあります。深夜時間帯中には、なるべくご使用にならないでください。「季時別電灯」、「時間帯別電灯」契約でご利用の場合は、沸き増しを行なってください。(→14ページ)</p>

「深夜電力B」でご契約の場合は、沸き増しが利用できません。「季時別電灯」、「時間帯別電灯」に契約変更すれば沸き増しを利用して、お湯の不足を解消できます。契約については、販売店 (据付工事店) 又は最寄りの電力会社にご相談ください。

故障かなと思ったら

次の項目にしたがって処置をしても、なお異常がある場合は、お買い上げの販売店（裏表紙）へご相談ください。

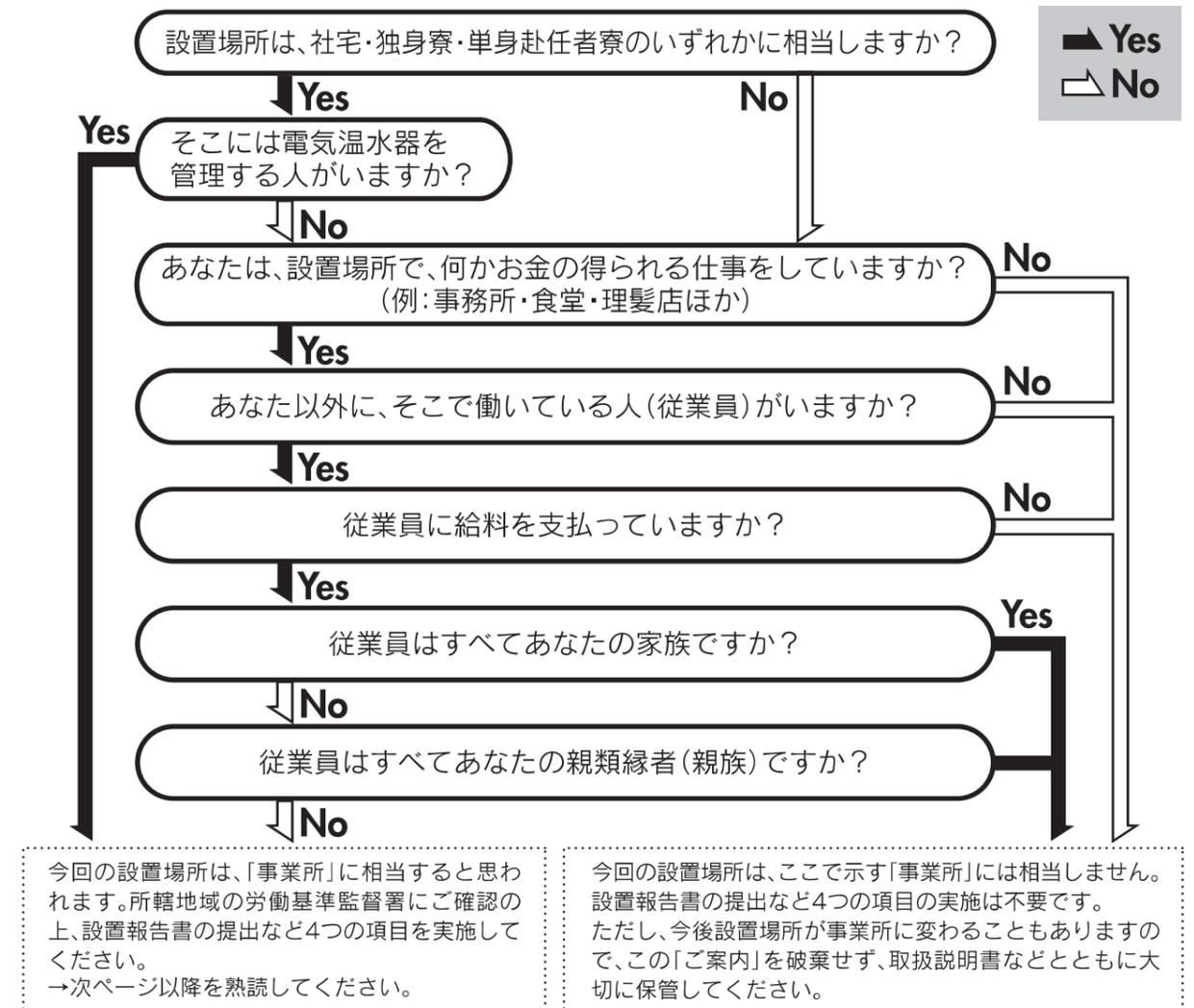


こんなとき	調べること	処置方法
<p>お湯が足りない</p>	<p>お湯の使用量が、いつもより多くありませんか</p> <p>毎日の使用湯量が大きくばらつくのに、沸き上げ設定が「おまかせ」に設定されていませんか</p>	<p>温水器は貯湯量が決まっていますので、使い果たすと水しかできません。もっと高い温度に設定できるなら、設定変更してください。（→11ページ・13ページ）</p> <p>沸き上げ設定を「多め」に変更してください。（→11ページ・13ページ）</p>
<p>お湯の出が悪い</p>	<p>給水配管に内蔵したストレーナーが、つまっていませんか</p> <p>他の場所でも同時に、お湯を使っていますか</p>	<p>清掃は、販売店（据付工事店）にご依頼ください。</p> <p>何か所も同時に使うと、1カ所当たりの流量は少なくなります。他の場所のお湯をしばらく止められるなら、止めてください。 ※お湯の流量は、温水器設置場所や配管の口径、器具の種類等により、ほぼ決まってしまう。1カ所だけ出しても流量が少ない場合は、次の機会に工事をやり直されることをおすすめします。</p>
<p>汚れたお湯が出る</p>	<p>断水や水道工事はありませんでしたか</p> <p>定期的なタンクのお手入れは行われていますか</p>	<p>水をしばらく流して、きれいになってから、ご使用ください。</p> <p>「タンクのお手入れ」の項を参照して、タンクのお手入れを行ってください。（→20ページ）</p>
<p>逃し弁からお湯がもれる (沸き上げ中にもれるのは、正常です)</p>	<p>弁にゴミか何かはさまっていませんか</p>	<p>「逃し弁の点検」の項を参照して、逃し弁の洗浄をしてください。（→20ページ）</p>

事業者さまへのご案内

事業者さま*が高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)をご使用頂く際(「事業所」に該当する場所へ設置する際には、労働安全衛生法令上、4つの項目(「設置報告」「定期自主検査」「特別教育」「事故報告」)を実施することが義務づけられています。(労働省基発第695号の5 H10.12.11)

下記に従って、高圧力型電気温水器の設置場所が「事業所」か否かを判断してください。設置場所が「事業所」に相当する場合は、必ず「所轄の労働基準監督署への設置報告」など4つの項目を実施してください。(詳細は、次ページ以降を熟読の上、所轄地域の労働基準監督署にお問い合わせください。)



※事業者さまとは、事業を行なうもので、労働者(賃金を支払われる者)を使用するものをいいます。ただし、同居の親族のみを使用する事業や事務所は適用されません。

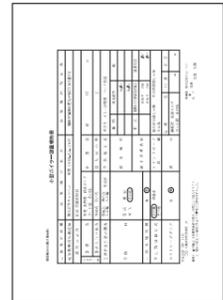
高圧力型電気温水器は、「労働安全衛生法」の定めにより、「事業所」への設置の際には、「所轄の労働基準監督署への設置報告」が義務づけられます。また、設置後も「定期自主検査」「特別教育」「事故報告」を負うこととなります。それぞれの場合において、書類を作成し、労働基準監督署への提出や書類の保管が求められますので、下記内容を熟読の上、所定の書類作成および報告手続きを行なってください。

※報告などを行わない場合、法律により罰せられますのでご注意ください。

高圧力型電気温水器設置時に作成が必要な書類一覧

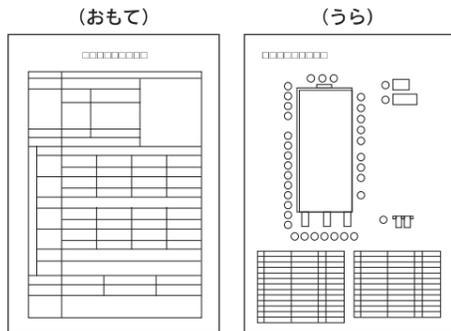
設置報告 関連書類 計3枚 (2部作成して提出してください。明細書・構造図は1部コピーしてください。)

小型ボイラー設置報告書



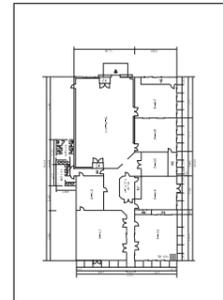
34ページをコピーして使用してください。
(記入例: [屋内]30ページ
[屋外]31ページ)

小型ボイラー明細書および構造図



製品に同梱されています。表が明細書、裏が構造図になっています。
(記入は不要です。このまま提出してください。)

小型ボイラー設置場所が記入された地図



(記入例:32ページ)

設置時に作成し、すみやかに所轄労働基準監督署長に提出してください。

定期自主検査

関連書類 計1枚

定期自主検査報告



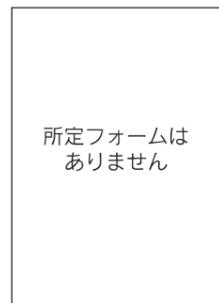
35ページをコピーして使用してください。

年1回作成
作成後、3年間保存してください。
(労働基準監督署への提出は不要)

特別教育

関連書類 計1枚

特別教育受講者・科目等の記録



同梱の取扱説明書を使用し、従業員に対して取扱い方法の教育を行ない、受講者・科目等についての記録を作成してください。

教育実施時に作成
作成後、3年間保存してください。
(労働基準監督署への提出は不要)

事故報告

関連書類 計1枚

事故報告書



36ページをコピーして使用してください。

事故発生時に作成し、すみやかに所轄労働基準監督署長へ提出してください。

事業所設置の際の規定事項

設置報告

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第91条(29ページ参照)

高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)を設置したときは、設置場所付近の状況や当該ボイラーが構造規格に適合しているかどうかを確認する必要がありますので、事業者は、**小型ボイラー設置報告書**^{※1}(34ページ)に**構造図**^{※2}及び**小型ボイラー明細書**^{※2}、並びに**小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面**^{※3}を添えて、2部、所轄労働基準監督署長に提出してください。(明細書、構造図は1部コピーして提出してください。)小型ボイラーを同一事業場内で移転した場合には、新たな「設置」があったものとみなされ、小型ボイラー設置報告書の提出が必要になります。

※1 「小型ボイラー設置報告書 記入例」(30、31ページ)を参考にしてください。

※2 同梱されている1ページものの明細書(表)・構造図(裏)を使用して設置届けを行なってください。

※3 事業所内での小型温水ボイラーの設置位置を記載した図面を書いてください。
(→32ページの「小型ボイラー設置位置図面 記入例」を参考にしてください。)

定期自主検査

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第94条(29ページ参照)

事業者さまは高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)の使用を開始した後、**1年ごとに1回**、定期的に、次の項目について自主検査を行なってください。

本体	<ul style="list-style-type: none"> ・製品本体からの漏れの有無 ・逃し弁の作動状態および漏れの有無 ・漏電遮断器の動作状況 ・タンクの手入れ
配管	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷と漏れの有無

検査方法の詳細は、取扱説明書の(「日常の点検とお手入れ」)を参照してください。なお、自主検査を行なった後は、検査結果を記録用紙(35ページ)に記入し、**3年間保存**してください。

特別教育

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第92条(29ページ参照)

事業者さまは高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)の取扱い業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、安全のための特別の教育を行なってください。

特別教育の科目

- ①高圧力型電気温水器の構造に関する知識
- ②高圧力型電気温水器の付属品に関する知識
- ③関係法令
- ④高圧力型電気温水器の運転及び保守
- ⑤高圧力型電気温水器の点検

事業者さまは、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存してください。なお、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者は、当該科目についての特別教育を省略することができます。同梱の取扱説明書を使用して、製品の取扱い説明を行なってください。

事故報告

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第96条(29ページ参照)

事業者さまは小型温水ボイラーの破裂の事故などが発生したときは、遅滞なく、**様式第22号による報告書(36ページ)**を所轄労働基準監督署長に提出してください。

◆ 関係法令 ◆

(1) ボイラー及び圧力容器安全規則

■ 設置報告

第91条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書(様式第26号)に機械等検定規則第1条第1項第1号の規定による構造図及び同項第2号の規定による小型ボイラー明細書(同規則第4条の合格の印が押されているものに限る。)並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

■ 定期自主検査

第94条 事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りではない。

- 1 小型ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び付属品の損傷又は異常の有無
- 2 小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩擦の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の小型ボイラー又は小型圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前2項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

■ 特別教育

第92条 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

- 2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。
 - 1 ボイラーの構造に関する知識
 - 2 ボイラーの附属品に関する知識
 - 3 燃料及び燃焼に関する知識
 - 4 関係法令
 - 5 小型ボイラーの運転及び保守
 - 6 小型ボイラーの点検
- 3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

(2) 労働安全衛生規則

■ 事故報告

第96条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働安全基準監督署長に提出しなければならない。

- (1~2 略)
- 3 小型ボイラー、法令第1条第5号の第一種圧力容器及び同条7号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
(以下略)

高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)に適用される法令として以下のものがあります。

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)
- 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)
- ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)

小型ボイラー設置報告書(屋内) 記入例

様式第26号(第91条関係)

小型ボイラー設置報告書

①事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地		
電気機械器具製造業	株式会社 キューヘン 電話(0940-42-1364)		福岡県福津市花見が浜2丁目1番1号		
使用の目的	給湯(実演展示用)				
ボイラー室	②構造	木造 <input checked="" type="radio"/> 鉄筋造 鉄筋コンクリート造 その他	床面積	延 97 m ²	
	③出入口の構造	<input checked="" type="radio"/> 外開き式 引戸式	出入口の数	2	
④燃焼室炉壁の構造	普通空冷 水冷壁 れんが壁 れんが壁	⑤燃焼方式	手だき	ストーカ	バーナ
⑥燃料	石炭 重油	給水装置	種類	給水能力	数
	ガス <input checked="" type="radio"/> その他			kg/hr	
⑦給水加熱器	有 <input checked="" type="radio"/> 無	給水処理装置	型式	処理その内径及び長さ	処理能力
				mm × mm	l/hr
⑧自動制御方式	<input checked="" type="radio"/> 全自動 燃焼系 その他	⑨インタロック装置	低水位燃料しゃ断 失火時燃料しゃ断 その他		
⑩ストレージタンク	有 <input checked="" type="radio"/> 無	煙突	⑪構造	口径	高さ
			鋼板製 鉄筋コンクリート製 その他	m	m

平成 13 年 8 月 13 日

事業者 株式会社 キューヘン
職 社長
氏名 九変 太郎

九
変

〇〇 労働基準監督署長 殿

(備考)

- 1 ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 ②から⑪までの欄は、該当する事項に〇印を付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

小型ボイラー設置報告書(屋外) 記入例

様式第26号(第91条関係)

小型ボイラー設置報告書

①事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地		
電気機械器具製造業	株式会社 キューヘン 電話(0940-42-1364)		福岡県福津市花見が浜2丁目1番1号		
使用の目的	給湯(実演展示用)				
ボイラー室	②構造	<input type="checkbox"/> 本造 鉄筋造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他	床面積	延 m^2	
	③出入口の構造	<input type="checkbox"/> 外開き式 <input checked="" type="checkbox"/> 引戸式	出入口の数		
④燃烧室炉壁の構造	<input type="checkbox"/> 普通 空冷 水冷壁 <input checked="" type="checkbox"/> れんが壁 <input type="checkbox"/> れんが壁	⑤燃烧方式	<input type="checkbox"/> 手だき <input type="checkbox"/> ストーカ <input type="checkbox"/> バーナ 燃烧 燃烧 燃烧		
⑥燃料	<input type="checkbox"/> 石炭 <input type="checkbox"/> 重油 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他	給水装置	種類	給水能力	数
				kg/hr	
⑦給水加熱器	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	給水処理装置	型式	処理そのの内径及び長さ	処理能力
				mm × mm	l/hr
⑧自動制御方式	<input checked="" type="checkbox"/> 全自動 <input type="checkbox"/> 燃焼系 <input type="checkbox"/> その他	⑨インタロック装置	<input type="checkbox"/> 低水位燃料しゃ断 <input type="checkbox"/> 失火時燃料しゃ断 <input type="checkbox"/> その他		
⑩ストレージタンク	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	煙突	⑪構造	口径	高さ
			<input checked="" type="checkbox"/> 鋼板製		m
			<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート製		m
		<input type="checkbox"/> その他			

平成 13 年 8 月 13 日

事業者 株式会社 キューヘン
職 社長
氏名 九変 太郎

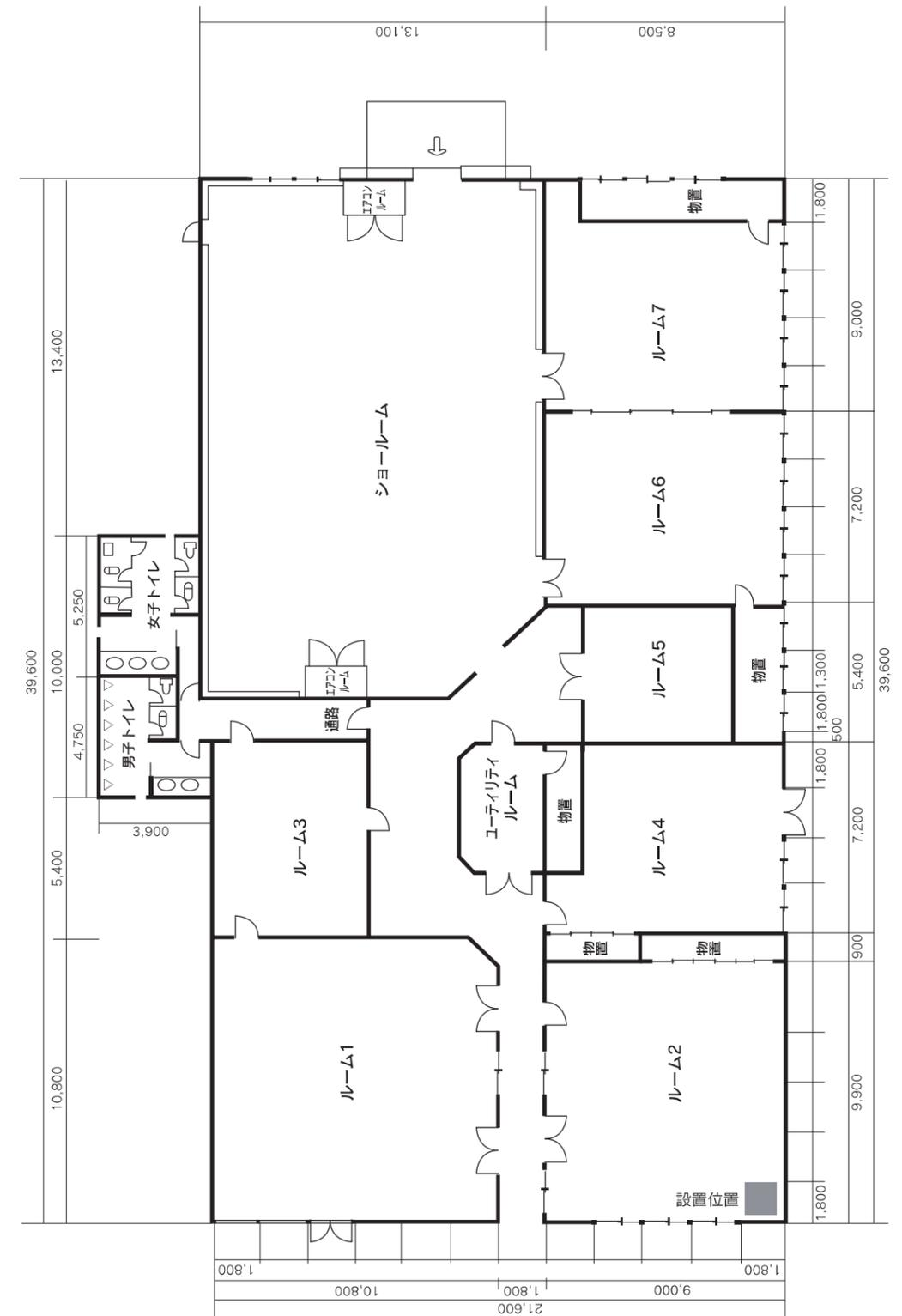
九変

〇〇 労働基準監督署長 殿

(備考)

- ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- ②から⑩までの欄は、該当する事項に〇印を付すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

小型ボイラー設置位置図面 記入例



◆ 報 告 書 ◆

34ページからは、報告書になります。

報告書は、各様式(34ページ～36ページ)をコピーしたものに記入して使用してください。

なお、ご記入後は、所轄労働基準監督署長に提出してください。

- 小型ボイラー設置報告書(様式第26号)……34ページ
(記入例)……30、31ページ
- 定期自主検査……35ページ
- 事故報告書(様式第22号)……36ページ

様式第26号(第91条関係)

小型ボイラー設置報告書

①事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
		電話()				
使用の目的						
ボイラー室	②構造	木造 鉄筋造 鉄筋コンクリート造 その他	床面積	延 m ²		
	③出入口の構造	外開き式 引戸式	出入口の数			
④燃烧室炉壁の構造		普通空冷 水冷壁 れんが壁 れんが壁	⑤燃烧方式	手だき	ストーカ 燃烧	バーナ 燃烧
⑥燃料		石炭 重油 ガス その他	給水装置	種類	給水能力	数
					kg/hr	
⑦給水加熱器		有 無	給水処理装置	型式	処理その 内径及び長さ	処理能力
					mm × mm mm × mm	l/hr l/hr
⑧自動制御方式		全自動 燃焼系 その他	⑨インタロック装置	低水位燃料しゃ断 失火時燃料しゃ断 その他		
⑩ストレージタンク		有 無	煙突	⑪構造	口径	高さ
				鋼板製 鉄筋コンクリート製 その他	m	m

平成 年 月 日

事業者
職
氏名

印

労働基準監督署長 殿

(備考)

- 1 ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 ②から⑪までの欄は、該当する事項に○印を付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

定期自主検査

ボイラー及び圧力容器安全規則第94条によって「事業者は小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。」と定められております。

1. 本体損傷の有無
2. 配管

また「自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない」と規定されておりますので、下記の要領で自主検査をして、その結果の状態と措置を記録し、3年間保存してください。形名、製造番号、個別検定合格番号等は、本体に貼ってあります銘板をご覧ください。

小型温水ボイラー検査結果記録

種 類	小型温水ボイラー	形 名			
設 置 場 所					
個別検定合格番号	小㊤		製 造 番 号		
最高使用圧力	MPa	伝熱面積	m ²	最大熱出力	
検 査 事 項	検査結果の状態	措 置 の 概 要			検査要領
一、本体	1.製品本体からの漏れの有無		取扱説明書の「日常の点検とお手入れ」を参照ください。		
	2.逃し弁の作動状態および漏れの有無				
	3.漏電遮断器の動作状況				
	4.タンクの手入れ				
二、配管	損傷と漏れの有無				
	検査年月日	検査者氏名	事業者	印	
年 月 日					

様式第22号(第96条関係)

事故報告書

事 業 の 種 類	事業場の名称 (建設業にあっては工事名併記のこと)					労 働 者 数					
事 業 場 の 所 在 地			発 生 場 所								
(電話)											
発 生 日 時			事故を発生した機械等の種類等								
平成 年 月 日 時 分			小型温水ボイラー								
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称											
事故の種類											
人 的 被 害	区 分	死 亡	休 業 日 以 上	休 業 日 1 ~ 3	休 業 日 4 ~	不 休 計	物 的 被 害	区 分	名称、規模等	被害金額	
								建 物	m ²	円	
	事 故 発 生 事 業 場 の 被 災 者 数	男							そ の 他 の 建 設 物		円
	女							機 械 設 備		円	
	そ の 他 の 被 災 者 の 概 数	()						原 材 料		円	
								製 品		円	
						合 計		円			
事 故 の 発 生 状 況											
事 故 の 原 因											
事 故 の 防 止 対 策											
参 考 事 項											
報 告 書 作 成 者 職 氏 名											

平成 年 月 日

事業者 職 氏名



労働基準監督署長 殿

高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)を安全にお使い頂くためには、定期点検(有料)を行なってください。詳細につきましては、取扱説明書をご参照ください。

仕様

備考

- 「事故の種類」の欄には、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事故を発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となった次の機械等について、それぞれの事項を記入すること。
 - ボイラー及び圧力容器に係る事故については、ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器のうち該当するもの。
 - クレーン等に係る事故については、クレーン等の種類、型式及びつり上げ荷重又は積載荷重。
 - ゴンドラに係る事故については、ゴンドラの種類、型式及び積載荷重。
- 「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ボイラーの破裂、クレーンの逸走、ゴンドラの落下等具体的に記入すること。
- 「その他の被災者概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、()内には死亡者数を内数で記入すること。
- 「建物」の欄には構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

名 称		標準圧力型給湯専用角形電気温水器			高圧力型給湯専用角形電気温水器		
品 番		YS30NJ1-SB03	YS37NJ1-SB04	YS46NJ1-SB05	YU37NJ1-SB06	YU46NJ1-SB07	YU56NJ1-SB08
タンク容量		300L	370L	460L	370L	460L	560L
ボイラー区分		簡易ボイラー			小型温水ボイラー		
適用電力制度		「季時別電灯/時間帯別電灯」又は「深夜電力B」対応通電制御型					
定電圧		単相200V(50/60Hz)					
格	最大消費電力	3.4kW	4.4kW	5.4kW	4.4kW	5.4kW	6.4kW
	制御用消費電力	2W					
沸き上がり温度		約65℃～約85℃(水温と残湯により可変)					
安全装置		漏電しゃ断器、温度過昇防止器、缶体保護弁、空焚き防止装置(無給水センサー)					
タンク材質		ステンレス鋼板					
配管口径		給水配管口・給湯配管口：R3/4、排水配管口：Rc3/4					
最高使用圧力		100kPa以下(逃し弁設定値)			190kPa以下(逃し弁設定値)		
給湯方式		減圧弁方式(本体内容積 2次設定圧力：85kPa)			減圧弁方式(本体内容積 2次設定圧力：170kPa)		
外形寸法	幅	598mm	650mm	650mm	650mm	650mm	728mm
	奥行	644mm (操作力バー部+15mm)	708mm (操作力バー部+15mm)	708mm (操作力バー部+15mm)	708mm (操作力バー部+15mm)	708mm (操作力バー部+15mm)	779mm (操作力バー部+15mm)
	高さ	1,860mm	1,860mm	2,200mm	1,860mm	2,200mm	2,120mm
※1 本体質量		61kg(361kg)	62kg(432kg)	72kg(532kg)	63kg(433kg)	72kg(532kg)	77kg(637kg)
据付場所		屋内又は屋外					
付属部品		上部振れ止め金具					
別売部品		台所リモコン(商品コード：TG0950) 外形寸法：123mm(縦)×140mm(横)×22mm(奥行き)					

※1 ()内はタンク満水時の質量です。